

人的資本に関する 開示基準・開示事項例の整理

令和8年5月

内閣官房

金融庁

経済産業省

利用上の留意点

- 本付録では、人的資本に関して、主に我が国及び他の主要国の制度開示で用いられる開示基準、フレームワーク等における開示事項を例示的に紹介している。人的資本に関する開示基準、フレームワーク等はこれら以外にも様々なものがあり、本付録はそれらを網羅するものではない。
- 人的資本可視化指針（改訂版）は、経営戦略と人材戦略の連動に焦点をあてており、指標の開示にあたっては自社固有の人材戦略・人的資本投資を説明する指標を開示することが期待されている（人的資本可視化指針（改訂版）P11）。
- また、投資家の期待に応える人的資本開示を行う上で、企業のキャッシュ・フロー等に重要な影響を与えると考えられる人的資本関連のリスク及び機会を識別し、当該リスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（目標に向けた進捗を含む）を投資家が理解できるようにする指標及び目標を開示することが考えられる（別紙 戦略に焦点をあてた人的資本開示P36）。
- 比較可能性のある指標を用いる場合、指標が他社と共通であったとしても、その指標を開示した理由に自社固有の経営戦略・ビジネスモデルが強く影響する場合、自社がなぜ当該開示を重要と捉えているか、それをどのように統合的なストーリーに位置づけているかを説明することにより、自社固有の経営戦略・ビジネスモデルに基づく開示でありながら、比較可能性に対する要請に応じることができる（人的資本可視化指針（改訂版）P11）。
- 企業固有の人的資本関連のリスク及び機会、人材戦略、及びそれを踏まえた指標の検討を行うことなく、本付録に掲載されている指標を開示のチェックリストまたはテンプレートとして利用することは意図されていない。
- 実際に開示基準やフレームワーク等を適用するにあたっては、必ず各基準やフレームワーク等の最新の原文を確認する必要がある。本付録に掲載している各開示基準等の日本語訳は、公式訳が存在する場合には可能な限り公式訳を用いているが、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて英文の原文を参照することが望ましい。

目次

1. 人的資本開示に関する国内外の主な開示基準・開示制度	4～21
● 人的資本開示に関する国内外の主な開示基準等	5～7
● 各開示基準等におけるマテリアリティの考え方	8
● 各開示基準・開示制度の概要	
➢ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）	9～13
➢ サステナビリティ基準委員会（SSBI）	14～17
➢ サステナビリティ会計基準審議会（SASB）	18
➢ 米国証券取引委員会（SEC）	19
➢ EUにおけるサステナビリティ開示制度（CSRD・ESRS）	20～21
2. 具体的な開示事項例（領域別）	22～38
● Composition	
➢ 人材の流動性（例）	23～24
➢ ダイバーシティ（例）	25～26
● Capability	
➢ 人材育成（例）	27～28
● Conditions	
➢ 賃金（例）	29～30
➢ 従業員エンゲージメント（例）	31～32
➢ 健康・安全（例）	33～35
➢ コンプライアンス・労働慣行（例）	36～38
参考：SASBスタンダード（2023年12月改訂）の開示事項	39～58

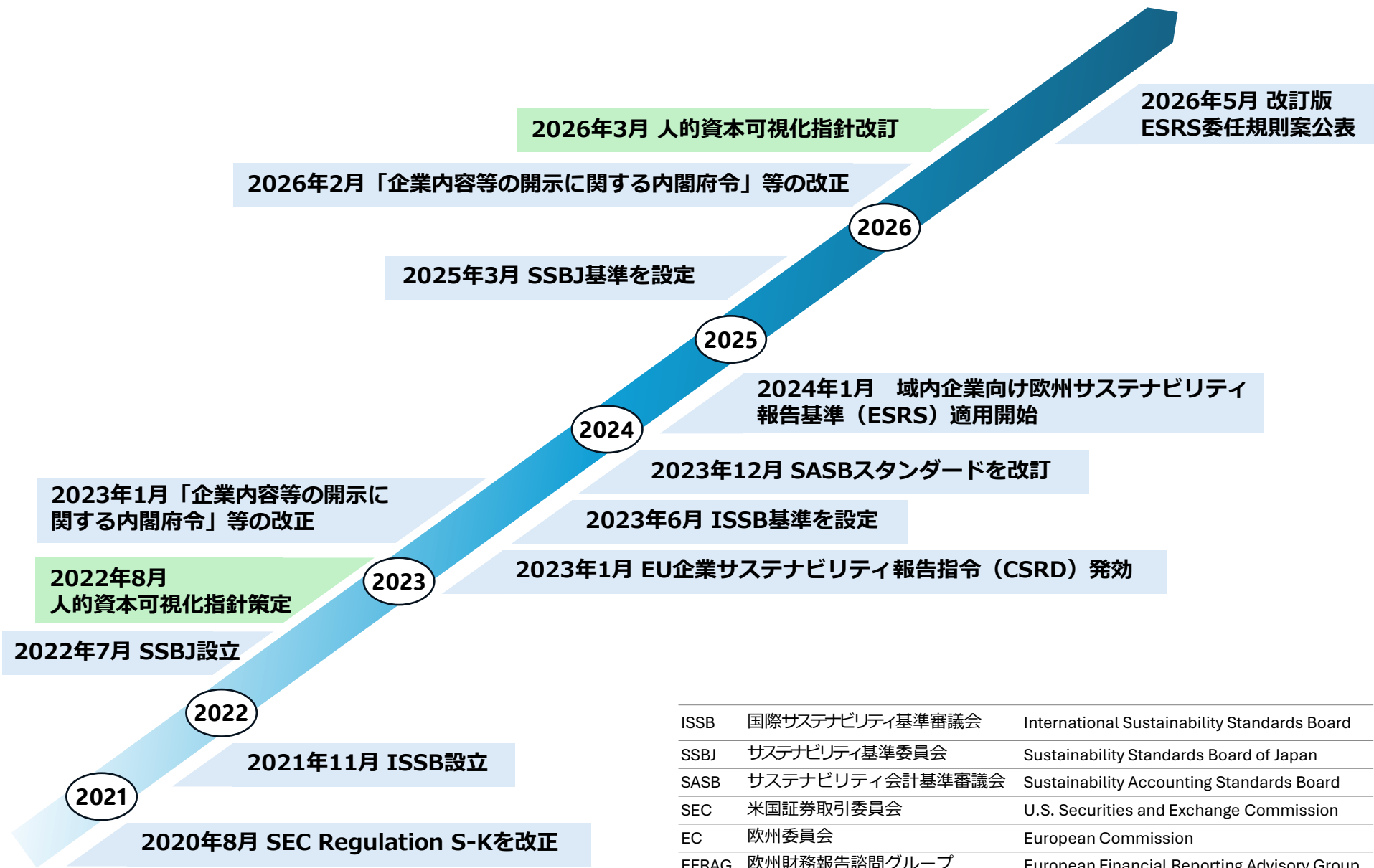
（参考）人的資本関連のリスク及び機会の分類（注）

Composition	従業員構成（例：最適な従業員構成が実現できているか）
Capability	能力・スキル（例：戦略実現に必要なスキルを備えているか）
Conditions	労働・職場環境（例：必要な人材を確保・維持できる労働環境か）

（注） 2025年10月時点においてISSBが人的資本に関するリサーチ・プロジェクトで検討している内容を参考に作成

1. 人的資本開示に関する国内外の主な開示基準・開示制度

人的資本開示に関する国内外の主な開示基準等①



ISSB	国際サステナビリティ基準審議会	International Sustainability Standards Board
SSBJ	サステナビリティ基準委員会	Sustainability Standards Board of Japan
SASB	サステナビリティ会計基準審議会	Sustainability Accounting Standards Board
SEC	米国証券取引委員会	U.S. Securities and Exchange Commission
EC	欧州委員会	European Commission
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ	European Financial Reporting Advisory Group

人的資本開示に関する国内外の主な開示基準等②

- 国内外の人的資本に関連する情報を含むサステナビリティ情報の開示基準等の中には日本企業の制度開示に影響を及ぼすものがある。

代表的な開示基準等の設定主体と概要

組織名称 [略称]	概要 (設立母体、目的、内容等)
国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)	<ul style="list-style-type: none">• 国際会計基準財団 (IFRS財団) において、2021年11月に設立された基準設定主体。ドイツのフランクフルトに本部を置く• 2023年6月、資本市場に情報を提供するため、サステナビリティ開示のグローバルベースラインを提供するよう設計したIFRSサステナビリティ開示基準 (ISSB基準)を設定
サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)	<ul style="list-style-type: none">• ISSB設立を受け、公益財団法人財務会計基準機構 (FASF) 内に、2022年7月に設立された国内の基準設定主体• 2025年3月、ISSB基準との機能的な整合性が確保された、日本における最初のサステナビリティ開示基準であるSSBJ基準を設定
サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) (*)	<ul style="list-style-type: none">• 米国のサンフランシスコに本部を置く基準設定主体 (2022年8月にIFRS財団に統合されている)• 企業の情報開示の質の向上に寄与し、中長期視点の投資家やその他の資本提供者の意思決定に貢献することを目的として、企業が将来的な財務インパクトが高いと想定される重要なサステナビリティ情報を開示するための報告基準として、SASBスタンダードを設定

(*) ISSB基準及びSSBJ基準において、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」基準としてSASBスタンダードを位置づけている

人的資本開示に関する国内外の主な開示基準等③

- 人的資本に関する開示制度面においては、日本では有価証券報告書への対応が求められている。
- 米国、欧州など、上場企業や一定規模以上の非上場企業等に対し人的資本開示を義務付けている法域も見られる。

代表的な開示基準等の設定主体と概要

組織名称 [略称]	概要（設立母体、目的、内容等）
金融庁	<ul style="list-style-type: none">• 投資者の投資判断に資する情報を提供することを目的として、金融商品取引法により、一定の有価証券の発行者に対して、有価証券報告書（有報）等の提出が義務付けられている• 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（2023年1月31日公布・施行）により、人材育成方針・社内環境整備方針や女性管理職比率等の人的資本に関する開示事項が追加され、2023年3月期から適用• さらに、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（2026年2月20日公布・施行）により、企業戦略と関連付けた人材戦略と、それを踏まえた従業員給与等の決定方針等の開示事項が追加され、2026年3月期から適用
米国証券取引委員会（SEC）	<ul style="list-style-type: none">• 投資家の投資判断に資する情報を提供することを目的として、SEC登録企業に対して年次報告書等の提出が義務付けられている• 財務諸表以外の情報（非財務情報）に関する開示についての規制であるRegulation S-Kにおいて、人的資本の開示を義務化する規定を2020年に追加
欧州委員会（EC） ・欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）	<ul style="list-style-type: none">• サステナビリティ報告の透明性と比較可能性を高め、投資家及びその他のステークホルダーが企業の持続可能性パフォーマンスの評価に資すること等を目的として、ECは2021年4月、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を公表（2023年1月に発効）し、2024年度からEU域内の一定規模以上の上場企業等（Wave 1）を対象に適用が開始された• その後、Wave 2以降の企業に対する2年間の適用時期を延期する法案を2025年4月に採択し、適用対象企業の閾値変更等の企業の負担軽減策に関する法案を2026年2月に採択した• EFRAGは、詳細な開示内容を定める欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を公表（2023年12月から施行）。その後、簡素化に向けた見直しが進められ、2026年5月にECより域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案が公表された。なお、当該委任規則案において、人的資本に関するトピック別基準としてS1（自社の従業員）、S2（バリューチェーンにおける労働者）が含まれる

各基準等におけるマテリアリティの考え方

- 人的資本を含むサステナビリティ情報の開示基準等における「マテリアリティ」に関連する記載は下表のとおり。

基準等	主な利用者	マテリアリティに関連した記載
ISSB	投資家	サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）
SSBJ	投資家	「重要性がある」とは、サステナビリティ関連財務開示の文脈において、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう
SASB スタンダード (*)	投資家	SASBの基準設定プロセスの目的において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、利用者が短期・中期・長期の業績及び企業価値の評価に基づいて行う投資又は貸付の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性がある

(*) 現在、SASBはIFRS財団に統合されており、ISSB基準及びSSBJ基準において、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」基準としてSASBスタンダードを位置づけている

ISSB (国際サステナビリティ基準審議会) とは

- 国際的な会計基準の統一化を目指して設立された非営利組織であるIFRS財団の下部組織として、2021年に設立された新しい基準設定主体
- 企業が直面するサステナビリティ関連のリスク及び機会について、投資家等が意思決定を行う際に有用な情報を開示するための基準 (IFRSサステナビリティ開示基準) を開発することを目的としている

ISSB基準の概要

- 資本市場に情報を提供するため、サステナビリティ開示のグローバルなベースラインを提供するよう設計された基準
- IFRS S1号 (サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項) とIFRS S2号 (気候関連開示) の2つの基準から構成される包括的なフレームワークを採用
- うち、IFRS S1号は、サステナビリティ関連の開示を作成する際の、基本的な事項を定めた部分 (以下左図の①) と、テーマ別基準がない場合に、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項 (コア・コンテンツ) を定めた部分 (以下左図の②) とで構成されている



基準	名称	目的
IFRS S1号	サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を要求すること
IFRS S2号	気候関連開示	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示を要求すること

ISSB基準を適用する際に考慮すべきSASBスタンダード

- ISSB基準は、企業にサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、特定のアプローチや方法を提示する代わりに、ガイダンスの情報源を考慮することを要求している
- 具体的には、IFRS S1号は「SASBスタンダード」におけるトピック及び指標を参照し、その適用可能性を考慮することを企業に要求している。なお、IFRS S1号は、「SASBスタンダード」を適用することを要求していない
- 「SASBスタンダード」がガイダンスの情報源として有用となる理由を以下のように述べている
 - ✓ 意思決定に有用で、同業他社と比較可能な情報を投資者、債権者及びその他の融資者に提供するように設計されている
 - ✓ 具体的な産業に合わせられており、企業が自社の事業活動に関連するガイダンスに素早くアクセスできる
 - ✓ 人的資本及び自然を含む、気候以外のサステナビリティ関連のトピックについてのガイダンスを提供する
- なお、「SASBスタンダード」は、異なる規模の企業及び投資者に世界中で用いられており、2023年12月において、「S&Pグローバル 1200」の約75%を含む、80超の法域における3,200超の企業に利用されている

ISSBにおける人的資本に関するリサーチ・プロジェクト（第1フェーズ）

- 2024年4月、ISSBは「人的資本」に関連するリスク及び機会に関する開示をリサーチするためのプロジェクトの開始を発表（「生物多様性、生態系及び生態系サービス」もリサーチ・プロジェクトの対象）
- 2025年4月、ISSBは人的資本のリサーチ・プロジェクトの第1フェーズの発見事項の報告と第2フェーズの計画を提示

第1フェーズの主な発見事項

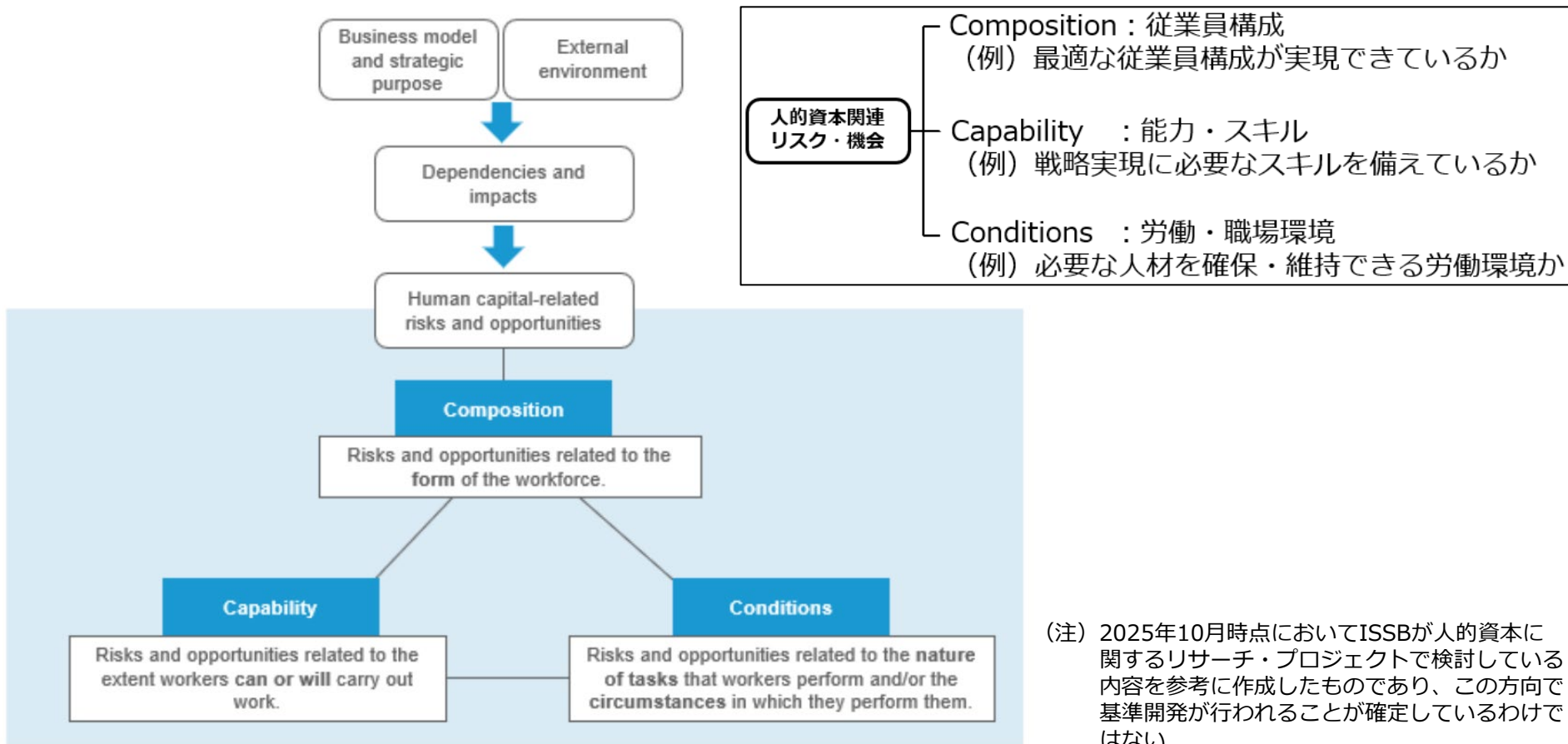
- 全ての種類及び法域の投資家は、主に投資リスクの管理とリターン向上の観点から人的資本開示に強い関心
- 財務上の結果と、企業の人的資本管理の様々な側面との間には、相関関係が確立されている
- 投資家は、産業固有の情報を含む、より詳細な分解情報、**経営戦略とより明確な関連付けを求めている**
- 企業による**指標の開示**は、以下に大別される
 - ✓ 業種全体で一般的に開示されるもの
 - ✓ 業種全体で一般的に開示されるが測定方法が異なるもの
 - ✓ **特定の業種に集中**しているもの

第2フェーズの計画

- 第2フェーズでは、人的資本の**基準設定についての必要性と実現可能性を評価し、基準設定プロジェクトに進めるか否かの意思決定が行われる**

ISSBにおける人的資本に関するリサーチ・プロジェクト (第2フェーズ)

- 2025年10月に開催されたISSB会議資料では、IFRS S1号が示す「依存・影響」及び「リスク・機会」について人的資本に特化した形で分析が行われ、ビジネスモデル・経営戦略を踏まえた「人的資本への依存と影響」の関係から「人的資本関連のリスク及び機会」が生じる考え方が示されている。さらに、「人的資本関連のリスク及び機会」を3つに分類する案が検討されている
- 今後、第2フェーズでは、人的資本を基準設定プロジェクトに進めるか否かの検討が行われる見込み



基準	項目		内容
IFRS S1号 財務情報の開示に関する全般的な要求事項 サステナビリティ関連	概念的基礎	適正な表示	企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示
		重要性	企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示
		報告企業	サステナビリティ関連財務開示の報告企業は、関連する財務諸表と同じ報告企業
		つながりのある情報	情報が関連する項目の間、サステナビリティ関連財務開示内、及びサステナビリティ関連財務開示と財務諸表等とのつながり
	コア・コンテンツ	ガバナンス	サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するためのガバナンスのプロセス、統制及び手続を開示
		戦略	サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するための戦略を開示
		リスク管理	サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスを開示
		指標及び目標	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連するパフォーマンスを開示

基準	項目		内容
IFRS S1号 財務情報の開示に関する サステナビリティ関連 の全般的な要求事項	全般的 要求事項	ガイダンスの 情報源	サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するため、「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用するとともに、「SASBスタンダード」の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない ^{(*)1} 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を識別するため、当該リスク又は機会に具体的に適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用 適用される基準がない場合は、「SASBスタンダード」の開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない ^{(*)2}
		開示の 記載場所	一般目的財務報告書の一部として提供
		報告の タイミング	サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同時に報告し、かつ関連する財務諸表と同じ報告期間を対象
		比較情報	開示するすべての数値について、前期に係る比較情報を開示
		準拠表明	「IFRSサステナビリティ開示基準」のすべての要求事項に準拠しない限り、準拠表明はできない
	判断、不確実性 及び誤謬	判断	サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で行ったもののうち、最も重大な（significant）影響を与える判断に関する情報を開示
		測定 の不確実性	サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な（significant）不確実性に関する情報を開示
		誤謬	重要性がある（material）過去の期間の誤謬について、実務上不可能でない限り、開示された過去の期間の比較対象の数値を修正再表示して訂正

(*)1 企業は、SASBスタンダードにおける開示トピックが当該企業の状況に照らして適用されないと結論付ける場合がある。また、CDSBフレームワーク適用ガイダンス等が「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源として挙げられている

(*)2 企業は、SASBスタンダードで定められた指標が当該企業の状況に照らして適用されないと結論付ける場合がある。また、CDSBフレームワーク適用ガイダンス等が、ISSB基準と矛盾しない範囲で「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源として挙げられている

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) とは

- 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立を受け、我が国におけるサステナビリティ開示基準の開発と国際的なサステナビリティ開示基準の開発に対する意見発信を行うための体制整備の必要性等が示されたことを踏まえ、公益財団法人財務会計基準機構 (FASF) 内に、2022年7月に設立された組織
- SSBJの役割は「日本基準の開発」と「国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献」の2つ

SSBJ基準の概要

- 2025年3月、日本における最初のサステナビリティ開示基準がSSBJより公表された。その基本的な方針として、ISSBのIFRSサステナビリティ開示基準との整合性を図ることを基礎としている
- サステナビリティ開示基準は現在、「サステナビリティ開示ユニバーサル基準」「サステナビリティ開示基準の適用」、「サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」」の3つで構成される

SSBJ基準と法定開示との関係

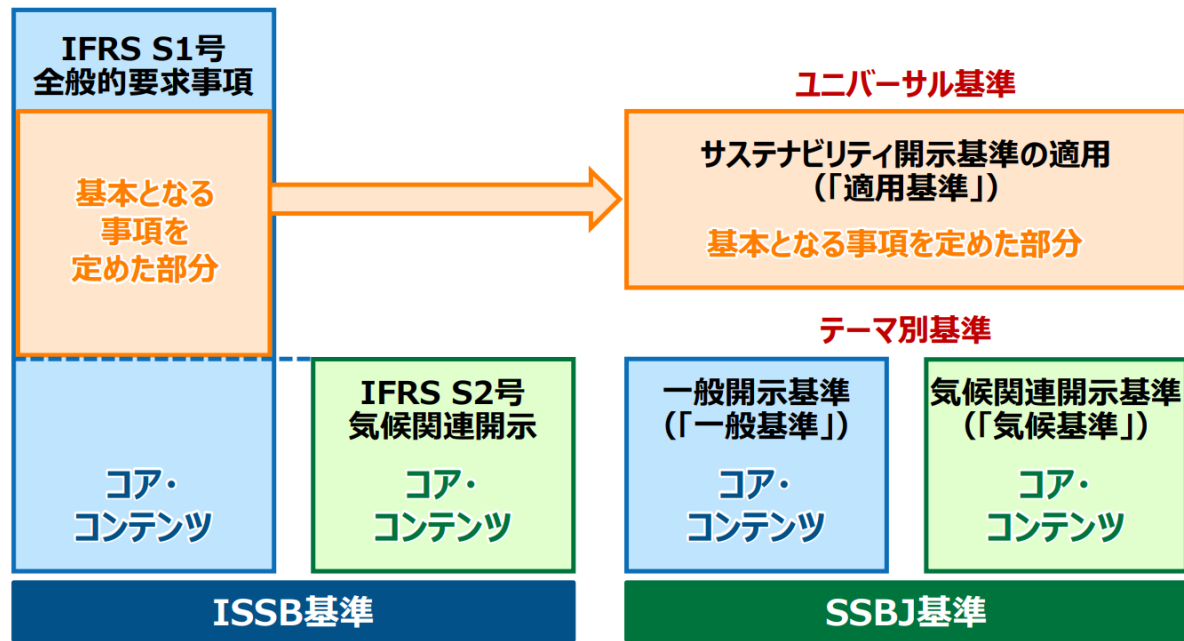
- 法定開示（有価証券報告書）におけるSSBJ基準の適用対象企業及び適用時期等については、金融審議会に設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において検討が行われた。グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業を対象に、以下のとおり、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することが義務化される
 - ✓ 株式時価総額 3 兆円以上の企業：2027年 3 月期
 - ✓ 株式時価総額 3 兆円未満 1 兆円以上の企業：2028年 3 月期
 - ✓ 株式時価総額 1 兆円未満5,000億円以上の企業：2029年 3 月期（予定）

SSBJにおける人的資本に関連する開示基準の動向

- SSBJ基準においてテーマ別基準が存在しない場合には、一般開示基準に従って具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示が行われることになる。そのため、現状テーマ別基準が存在しない「人的資本」関連開示については、「一般開示基準」の内容に沿って開示が行われることとされている
- なお、ISSBにおいて検討が進められている人的資本に関するリサーチ・プロジェクトについては、ISSBの解説ページにおいて前述

SSBJ基準とISSB基準の構成

- ISSB基準の内容をSSBJ基準に取り入れる場合であっても、主として基準の読みやすさを優先してISSB基準の定め
の順番等を入れ替えたり、用語を言い換えたりしたうえで、SSBJ基準を定めている
- IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（「コア・コンテンツ」）を定めた部分と、コ
ア・コンテンツ以外の、サステナビリティ関連財務開示を作成する際の基本となる事項を定めた部分とで構成されている。
SSBJ基準では、コア・コンテンツを定める「一般基準」と、コア・コンテンツ以外の基本となる事項を定める「適用基準」に分
けている。IFRS S1号のコア・コンテンツに関する定めは、具体的に適用される定めがISSB基準に存在しない場合に適用
することとされている



SSBJ「適用基準」及び「一般基準」の概要①

基準	項目	内容
サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(「適用基準」)	目的	サステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合における、基本となる事項（IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め以外の定め）を示すこと
	報告企業	関連する財務諸表と同じ報告企業
	報告期間	財務諸表と同じ報告期間
	報告のタイミング	財務諸表と同時に報告 (サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とし、同時に報告しなければならない)
	情報の記載場所	財務諸表とあわせて開示
	表示の単位	数値の表示に用いる単位を開示（グラム(g)、ジュール(J)等）
	法令との関係	法令により開示が禁止されている場合、開示する必要はない
	商業上の機密	サステナビリティ関連の機会に関する情報について、商業上の機密情報として一定の要件をすべて満たす場合に限り、開示しないことができる
	リスク及び機会の識別	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、以下が要求される (1) SSBJ基準を適用 (2) SASBスタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない ^{(*)1}
	開示要求の識別	開示要求を識別するにあたり、以下が要求される (1) リスク又は機会に適用されるSSBJ基準を適用 (2) 適用されるSSBJ基準がない場合、SASBスタンダードに含まれている開示トピックに関連した指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない ^{(*)2}
重要性がある情報の開示	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示	

(*1) 企業は、適用可能性を考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。また、CDSBフレームワーク適用ガイドンス等が「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源として挙げられている

(*2) 企業は、適用可能性を考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。また、CDSBフレームワーク適用ガイドンス等が、SSBJ基準と矛盾しない範囲で「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源として挙げられている

SSBJ「適用基準」及び「一般基準」の概要②

基準	項目	内容
サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(「適用基準」)	コネクティビティ	情報が関連する項目間、サステナビリティ関連財務開示内、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表におけるつながりを理解できる情報を提供
	公表承認日	サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示
	後発事象	公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、当該状況に関連する開示を更新 公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合、開示
	比較情報	当報告期間に開示されるすべての数値並びに有用な説明的及び記述的情報について、前報告期間に係る比較情報を開示(経過措置あり)
サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」(「一般基準」)	目的	財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め)について定めること
	コア・コンテンツ	ガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供

団体の概要	<ul style="list-style-type: none"> 2011年に米国で設立。企業が投資家に対して重要なサステナビリティ情報を開示する際の指針として「SASBスタンダード」（2018年初版公表）を開発
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 細則主義 企業が投資家を含む市場関係者へ有益な情報提供を行えるよう、77の業種毎に具体的な開示項目・指標を規定 2023年12月には、国際的な適用可能性の向上を目的としたSASBスタンダードの改訂を公表。さらに、2025年7月には公開草案「『SASBスタンダード』の修正案」及び公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」を公表

人的資本に関する開示要求事項（2023年12月改訂版）

課題	定義	例
労働慣行	このカテゴリーは、児童労働や強制労働、公正な賃金や福利厚生 ¹ の提供、労働力の採用と維持、労働組合との関係などの問題を対象としている	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合において団体賃金交渉の対象となる労働力の割合 平均時給 離職率 労働法違反に伴う法的手続による金銭的損失 ハラスメントを防止するための方針/プログラムの説明がされているか
従業員の安全衛生	このカテゴリーは、安全で健康的な職場環境を構築し、維持するための企業の能力を対象としている。身体的健康状態に加え精神的健康状態も含まれる。研修や組織文化における取組も反映される	<ul style="list-style-type: none"> 死亡率 急性及び慢性の呼吸器系の健康状態を診断、監視、軽減するための取組み 労働者の健康被害への曝露を減らすための取組 喫煙できる場所で働く従業員の割合 従業員の安全衛生違反に伴う法的手続に伴う金銭的損失の金額の記載
従業員エンゲージメント、ダイバーシティ&インクルージョン	このカテゴリーは、企業の文化、雇用、昇進の慣行が、多様で包摂的な労働力の構築に繋がっているかを対象としている。差別的慣行の問題も含まれる	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダーと人種・民族グループのそれぞれの割合 雇用差別に伴う法的手続に伴う金銭的損失の額 人材の採用と維持への取組についての議論

- 2020年8月、米国証券取引委員会（SEC）は非財務情報を中心とする開示を定めたRegulation S-Kを改正し、上場企業に対して人的資本に関する開示を新たに義務づけ、11月から適用開始。従来から定めがあった従業員数の開示に加え、企業のビジネスを理解するために重要な範囲において、人的資本に関する説明、企業が事業の運営において重視する人的資本に関する施策・目的の開示を求めている。

2020年改正規則における人的資本の開示内容（Regulation S-K 第101項(c)）

- 事業の説明（Description of the business）において、**事業を理解する上で重要（material）な範囲で、会社の人的資本（human capital resources）** についての開示が求められる
- 当該人的資本には、①**人的資本についての説明（従業員の数を含む）**、②**会社が事業を運営する上で重視する人的資本の施策や目的**（例えば、当該会社の事業や労働力の性質に応じて、人材の育成、採用、定着に対応するための施策や目的）を含む

EUにおけるサステナビリティ開示制度（CSRD・ESRS）①

- EUでは、2023年1月に企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が発効し、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に基づき、企業規模に応じて段階的にサステナビリティ報告を要求。^(*1)
- その後、欧州委員会は、2025年2月、2つの法案（オムニバス法案）を公表。1つ目の法案（Wave 2以降の企業に対する2年間の適用時期の延期）は2025年4月に採択済。2つ目の法案（適用対象企業の閾値変更等の企業の負担軽減策）は2026年2月に採択済。

従来のCSRDと見直し後のCSRDの比較

	従来のCSRD	見直し後のCSRD
適用対象・時期	Wave 1：2024会計年度から、連結・単体のいずれかの従業員が 500人超 の上場企業等である大会社（総資産残高2,500万ユーロ超、又は純売上高5,000万ユーロ超） Wave 2：2025会計年度から、一定規模以上の非上場企業等（Wave 1以外の大会社） Wave 3：2026会計年度から、上場中小企業等 ^(*2)	① 適用開始時期を延期する法案 Wave 2：2027会計年度に延期 Wave 3：2028会計年度に延期 ② 適用対象企業の閾値の変更等を目的とする法案 適用対象は連結・単体のいずれかの従業員が1,000人超、かつ、純売上高4億5000万ユーロ超
重要性	ダブルマテリアリティ（インパクト・マテリアリティ+財務マテリアリティ）	
開示基準（域内企業）	ESRS (2023年12月施行)	改訂版ESRS委任規則案 (2026年5月に公表された左記の改訂案)
域外適用対象・時期 ^(*3)	2028会計年度から、EU域内の純売上高 1億5,000万ユーロ超 、かつ、 EU域内子会社が上場会社・大会社 、又はEU域内支店の純売上高 4,000万ユーロ超	2028会計年度から、EU域内の純売上高 4億5,000万ユーロ超 、かつ、EU域内子会社又はEU域内支店の純売上高 2億ユーロ超

(*1) 2024会計年度から、Wave 1（従業員500人超の上場企業等である大会社（総資産残高2,500万ユーロ超、又は純売上高5,000万ユーロ超））に対し、CSRDの適用を開始

(*2) 大会社に該当しない上場企業等（零細企業を除く）

(*3) 域外企業向けのESRSについては、未採択。欧州委員会の2025年10月6日付General publicationsによると、域外企業向けのESRSの採択は2027年10月以降が見込まれている

EUにおけるサステナビリティ開示制度（CSRD・ESRS）②

- ESRSは、横断的基準と、環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)のトピック別基準で構成される。なお、2026年5月に公表された域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案^(*)では、ISSB基準との相互運用性の強化が図られている^(**)。
- 企業がダブルマテリアリティに基づき重要と判断したトピックについて、トピック別基準に基づき開示される。
- 社会(S)のうち、ESRS S1「自社の従業員」において、自社の従業員の特徴、トップマネジメントにおけるジェンダーの多様性、研修・スキル開発の指標、ワークライフバランスの指標など、人的資本に関する開示要求事項が定められている。

域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案（※未確定）における横断的基準及びトピック別基準(人的資本関係)

分類	基準案タイトル	
①横断的基準	ESRS 1 全般的要件	
	ESRS 2 全般的開示	
②トピック別基準 環境 (E)	E1 気候変動	
	E2 汚染	
	E3 水	
	E4 生物多様性と生態系	
	E5 資源利用と循環型経済	
②トピック別基準 社会 (S)	S1 自社の従業員	→
	S2 バリューチェーンにおける労働者	
	S3 影響を受ける地域社会	
	S4 消費者とエンドユーザー	
ガバナンス (G)	G1 企業行動	

【IRO管理^(3)】**

- S1-1：自社の従業員に関する方針
- S1-2：自社の従業員・労働者代表とのエンゲージメント、自社の従業員が懸念やニーズを表明するチャネルの有無、救済アプローチ
- S1-3：自社の従業員に関するアクションとリソース

【指標と目標 (Metrics & Targets)】

- S1-4：自社の従業員に関する目標 (ターゲット)
- S1-5：自社の従業員の特徴 (総従業員数、性別・国別・雇用形態等の内訳、離職率等)
- S1-6：自社の従業員における非雇用労働者の特徴
- S1-7：団体交渉の範囲と社会的対話
- S1-8：トップマネジメントにおけるジェンダーの多様性
- S1-9：適正賃金 (国別の最低賃金・生活賃金等との比較を含む)
- S1-10：社会保障 (疾病・失業・障害・出産等の保障状況)
- S1-11：障害者
- S1-12：研修・スキル開発の指標 (一人あたりの平均研修時間等)
- S1-13：健康・安全の指標 (事故率・業務関連疾病等)
- S1-14：ワークライフバランスの指標 (家族関連休暇の付与状況)
- S1-15：報酬関連指標 (男女賃金格差・最高報酬者ペイレシオ等)
- S1-16：差別及びその他人権関連の事案

(*) 2025年12月にEFRAGから欧州委員会に対して提出されたESRS簡素化に関する技術的助言を踏まえ、欧州委員会は2026年5月、一部に修正を加えた域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案を公表し、パブリック・コンサルテーションに付している

(**) 例えば、ESRS 2 全般的開示 (案) において、将来の財務的影響の開示に関して、負担軽減に関する規定や定量情報の開示を省略できる場合の要件など、ISSB基準と整合的な規定を追加する案が示されている

(**3) 企業がサステナビリティ関連の影響 (Impact) ・リスク (Risks) ・機会 (Opportunities) を把握し、方針・行動・体制として管理するプロセス

(出所) 欧州委員会ウェブサイト、EFRAGウェブサイトを基に作成。

2. 具体的な開示事項例（領域別）

人材の流動性（例）①

- 「人材の流動性」については、例えば下表のような事項が挙げられる。

開示事項（例）	任意の開示基準		制度開示	
	SASB	日本 （有報）	米国 （SEC）	欧州 （ESRS） （委任規則案） ^(*4)
離職率	○ ^(*1)	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成方針と社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標を用いた目標と実績^(*3) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業が事業運営をする上で重視する人的資本の施策・目的（例：人材の採用及び定着に対応するための施策・目的） 	○
人材確保・定着の取組の説明	○ ^(*2)			—

(*1) 基準内に該当事項が含まれている業種例：電子商取引、複合型及び専門型小売及び流通、飲食店、バイオテクノロジー及び医薬品、医療提供、ホテル及び宿泊施設、プロフェッショナル・サービス及び商業サービス、道路輸送

(*2) 基準内に該当事項が含まれている業種例：バイオテクノロジー及び医薬品、医療提供（いずれにおいても人材定着に係る取組に加え人材育成に関する事項も開示対象。本事項は「人材育成」にも該当）

(*3) 開示府令第二号様式 記載上の注意(30)、開示府令第三号様式 記載上の注意(10)

(*4) 2026年5月にECが公表した域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案を基にした記載であり、確定までに変更が生じる可能性につき留意

人材の流動性（例）②

基準等	開示事項
離職率	
SASB	<p><電子商取引、複合型及び専門型小売及び流通、飲食店、ホテル及び宿泊施設、プロフェッショナル・サービス及び商業サービス、道路輸送></p> <ul style="list-style-type: none"> • 自主的離職率及び非自主的離職率 <p><バイオテクノロジー及び医薬品></p> <ul style="list-style-type: none"> • 自主的離職率及び非自主的離職率：(a)役員又は上級管理職 (b)中堅管理職 (c)専門職 (d)その他のすべて 別 <p><医療提供></p> <ul style="list-style-type: none"> • 自主的離職率及び非自主的離職率：(a)医師 (b)医師以外の医療従事者 (c)その他すべての従業員 別
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> • 報告期間中の正社員の離職率
人材確保・定着の取組についての説明	
SASB	<p><バイオテクノロジー及び医薬品></p> <ul style="list-style-type: none"> • 科学者及び研究開発職員のための人材採用及び維持の取組み（efforts）についての説明 <p><医療提供></p> <ul style="list-style-type: none"> • 医療従事者のための人材採用及び維持の取組み（efforts）の記述

(注) 開示事項……SASB：会計指標、域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案；開示要求事項（Disclosure Requirement）

ダイバーシティ（例）①

- 「ダイバーシティ」については、例えば下表のような事項が挙げられる。

開示事項（例）	任意の開示基準		制度開示		
	SASB	日本 （有報）	米国 （SEC）	欧州 （ESRS） （委任規則案） ^(*5)	
社員・経営層における属性別比率	○ ^(*1)	○ （女性管理職 比率 ^(*2) ）	—	○	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成方針と社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標を用いた目標と実績^(*4)
その他（育児休暇等関連）	—	○ （男性育児休業 取得率 ^(*3) ）			

(*1) 基準内に該当事項が含まれている業種例：電子商取引、複合型及び専門型小売及び流通、資産運用及び管理業務、投資銀行及び仲介、広告及びマーケティング、プロフェッショナル・サービス及び商業サービス、ハードウェア、インターネット・メディア及びサービス、ソフトウェア及びITサービス、半導体

(*2) 開示府令第二号様式 記載上の注意(58-3)h、開示府令第三号様式 記載上の注意(39-3)

(*3) 開示府令第二号様式 記載上の注意(58-3)i、開示府令第三号様式 記載上の注意(39-3)

(*4) 開示府令第二号様式 記載上の注意(30)、開示府令第三号様式 記載上の注意(10)

(*5) 2026年5月にECが公表した域内企業向けを基にした記載であり、確定までに変更が生じる可能性につき留意

ダイバーシティ（例）②

基準等	開示事項
社員・経営層における属性別比率	
SASB	<p><電子商取引、ハードウェア、インターネット・メディア及びサービス、ソフトウェア及びITサービス、資産運用及び管理業務、投資銀行及び仲介></p> <ul style="list-style-type: none"> • (a)業務執行役員 (b)非業務執行役員 (c)技術職従業員及び (d)他のすべての従業員についてのジェンダー及び多様性グループ表現の割合 <p><広告及びマーケティング></p> <ul style="list-style-type: none"> • (a)業務執行役員 (b)非業務執行役員 (c)専門職及び (d)他のすべての従業員についてのジェンダー及び多様性グループ表現の割合 <p><複合型及び専門型小売及び流通、プロフェッショナル・サービス及び商業サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> • (a)業務執行役員 (b)非業務執行役員及び (c)他のすべての従業員についてのジェンダー及び多様性グループ表現の割合 <p><電子商取引></p> <ul style="list-style-type: none"> • 就労ビザを必要とする技術職従業員の割合 <p><インターネット・メディア及びサービス、ソフトウェア及びITサービス、半導体></p> <ul style="list-style-type: none"> • 就労ビザを必要とする従業員の割合
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> • 総従業員数及び性別の内訳・・・(a) • 従業員数50人以上、かつ従業員数が多い上位10か国それぞれの従業員数 • 以下の人数またはフルタイム換算（FTE）による総数 <ul style="list-style-type: none"> - 正社員（及びその性別内訳）、臨時従業員（及びその性別内訳）、労働時間無保証の従業員 • 上記（a）で報告された情報と財務諸表で報告された最も代表的な数値との間に不整合がある場合、その定性的な説明 • トップマネジメント層における性別別の人数及び割合 • 自社の従業員に占める障害者の割合
その他（育児休暇等関連）	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> • 家族関連休暇（出産休暇、配偶者出産休暇（paternity leave）、育児休暇（parental leave）、介護休暇）を取得する権利を有する従業員の割合

(注) 開示事項……SASB：会計指標、域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案；開示要求事項（Disclosure Requirement）

人材育成（例）①

- 「人材育成」については、例えば下表のような事項が挙げられる。

開示事項（例）	任意の開示基準		制度開示	
	SASB	日本（有報）	米国（SEC）	欧州（ESRS） （委任規則案） ^(*3)
研修時間	—	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成方針と社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標を用いた目標と実績^(*2) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業が事業運営をする上で重視する人的資本の施策・目的（例：人材の育成に対応するための施策・目的） 	○
パフォーマンス評価とキャリア開発につき定期的なレビューを受けている社員の割合	—			○
人材確保・定着の取組の説明	○ ^(*1)			—

(*1) 基準内に該当事項が含まれている業種例：バイオテクノロジー及び医薬品、医療提供（いずれにおいても人材定着に係る取組に加え人材育成に関する事項も開示対象。本事項は「人材の流動性」にも該当）

(*2) 開示府令第二号様式 記載上の注意(30)、開示府令第三号様式 記載上の注意(10)

(*3) 2026年5月にECが公表した域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案を基にした記載であり、確定までに変更が生じる可能性につき留意

人材育成（例）②

基準等	開示事項
研修時間	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員一人当たりの平均研修時間
パフォーマンス評価とキャリア開発につき定期的なレビューを受けている社員の割合	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度化されたパフォーマンス評価とキャリア開発のレビューに参加した自社の従業員の割合
人材確保・定着の取組の説明	
SASB	<p><バイオテクノロジー及び医薬品></p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学者及び研究開発職員のための人材採用及び維持の取組み（efforts）についての説明 <p><医療提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者のための人材採用及び維持の取組み（efforts）の記述

(注) 開示事項……SASB：会計指標、域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案；開示要求事項（Disclosure Requirement）

賃金（例）①

- 「賃金」については、例えば下表のような事項が挙げられる。

開示事項（例）	任意の 開示基準	制度開示			
	SASB	日本 (有報)	米国 (SEC)	欧州 (ESRS) (委任規則案) (*7)	
給与	—	○ (従業員の平均給与 及び平均給与の対 前年比増減率(*2))	—	—	
平均時給、最低賃金等	○(*1)	—	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成方針と社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標を用いた目標と実績(*4) 従業員給与等の額及び内容の決定に関する方針(*5) 	—	
生活賃金、適正賃金等	—	—		—	
男女間の給与の差	—	○ (男女間賃金 差異(*3))		—	○
CEO等と従業員の報酬比率等	—	—		○(*6)	○

(*1) 基準内に該当事項が含まれている業種例：複合型及び専門型小売及び流通、食品小売及び流通、飲食店、ホテル及び宿泊施設、クルーズ会社

(*2) 開示府令第二号様式 記載上の注意(58-3)b、開示府令第三号様式 記載上の注意(39-3)

(*3) 開示府令第二号様式 記載上の注意(58-3)j、開示府令第三号様式 記載上の注意(39-3)

(*4) 開示府令第二号様式 記載上の注意(30)、開示府令第三号様式 記載上の注意(10)

(*5) 開示府令第二号様式 記載上の注意(58-2)b、開示府令第三号様式 記載上の注意(39-2)

(*6) 主たる経営責任者を除く全従業員の年間総報酬の中央値に対する、主たる経営責任者の年間総報酬の比率 (Regulation S-K 第402項(u))

(*7) 2026年5月にECが公表した域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案を基にした記載であり、確定までに変更が生じる可能性につき留意

(出所) SASBスタンダード(2023年12月改訂)、企業内容等の開示に関する内閣府令、SEC Regulation S-K、Draft ESRS S1 "Own Workforce" (2026年5月公表の域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案) を基に作成。

基準等	開示事項
平均時給、最低賃金等	
SASB	<ul style="list-style-type: none"> <複合型及び専門型小売及び流通、食品小売及び流通> • 地域ごとの(1)平均時給及び(2)最低賃金を得ている店舗及び流通センターの従業員の割合 <飲食店> • (1)地域ごとの平均時給及び(2)最低賃金を得ている飲食店の従業員の地域ごとの割合 <ホテル及び宿泊施設> • 地域ごとの(1)平均時給及び(2)最低賃金を得ている宿泊施設の従業員の地域ごとの割合 <クルーズ会社> • 船員の地域ごとの平均時給
生活賃金、適正賃金等	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員に適正賃金（adequate wages）が支払われているか否か、並びに適正賃金（adequate wages）を決定するために用いるベンチマーク及び当該ベンチマークの適用国 • 従業員に適正賃金（adequate wages）が支払われていない場合、該当する国及び影響を受ける従業員の割合
男女間の給与の差	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> • 男女間の賃金格差（女性従業員と男性従業員の平均賃金水準の差を、男性従業員の平均賃金水準に対する割合として定義したもの）
CEO等と従業員の報酬比率等	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> • 全従業員（最高報酬取得者を除く）の年間報酬総額の中央値に対する、最高報酬取得者の年間報酬総額の比率

(注) 開示事項……SASB：会計指標、域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案：開示要求事項（Disclosure Requirement）

従業員エンゲージメント（例）①

・「従業員エンゲージメント」については、例えば下表のような事項が挙げられる。

開示事項（例）	任意の開示基準		制度開示	
	SASB	日本（有報）	米国（SEC）	欧州（ESRS） （委任規則案） ^(*3)
従業員エンゲージメント	○ ^(*1)	・人材育成方針と社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標を用いた目標と実績 ^(*2)	—	—

(*1) 基準内に該当事項が含まれている業種例：電子商取引、プロフェッショナル・サービス及び商業サービス、インターネット・メディア及びサービス、ソフトウェア及びITサービス

(*2) 開示府令第二号様式 記載上の注意(30)、開示府令第三号様式 記載上の注意(10)

(*3) 2026年5月にECが公表した域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案を基にした記載であり、確定までに変更が生じる可能性につき留意

従業員エンゲージメント（例）②

基準等	開示事項
従業員エンゲージメント	
SASB	<電子商取引、プロフェッショナル・サービス及び商業サービス、インターネット・メディア及びサービス、ソフトウェア及びITサービス> ・従業員エンゲージメントの割合

(注) 開示事項……SASB：会計指標

健康・安全（例）①

- 「健康・安全」については、例えば下表のような事項が挙げられる。

開示事項（例）	任意の開示基準		制度開示	
	SASB	日本（有報）	米国（SEC）	欧州（ESRS） （委任規則案） ^(*8)
労働災害の種類、発生件数・割合、死亡数等	○ ^(*1)	・人材育成方針と社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標を用いた目標と実績 ^(*7)	—	○
安全衛生マネジメントシステム等の導入の有無、対象となる社員に関する説明	—			○
（労働災害関連の）死亡率	○ ^(*2)			—
ニアミス発生率	○ ^(*3)			—
健康・安全関連取組等の説明	○ ^(*4)			—
その他（研修関連）	○ ^(*5)			—
その他（損失時間、損失日数、金銭的影響額など）	○ ^(*6)			○

(*1) 基準内に該当事項が含まれている業種例：工事用資材、石油及びガス—探査及び生産、レジャー施設など

(*2) 基準内に該当事項が含まれている業種例：食肉、家禽及び乳製品、電気事業者及び発電事業者、エンジニアリング及び工事サービスなど

(*3) 基準内に該当事項が含まれている業種例：石油及びガス—サービス、農産物、鉄道輸送など

(*4) 基準内に該当事項が含まれている業種例：燃料電池及び産業用電池、化学製品、半導体、道路輸送など

(*5) 基準内に該当事項が含まれている業種例：石油及びガス—探査及び生産、金属及び鉱業、石油及びガス—サービス

(*6) 基準内に該当事項が含まれている業種例：半導体

(*7) 開示府令第二号様式 記載上の注意(30)、開示府令第三号様式 記載上の注意(10)

(*8) 2026年5月にECが公表した域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案を基にした記載であり、確定までに変更が生じる可能性につき留意

健康・安全（例）②

基準等	開示事項
労働災害の種類、発生件数・割合、死亡数等	
SASB	<p><工事用資材、鉄鋼製造業者、石油及びガス—探査及び生産、石油及びガス—精製及びマーケティング、石油及びガス—サービス、農産物、食肉、家禽及び乳製品、医療提供、電気事業者及び発電事業者、エンジニアリング及び工事サービス、住宅建築業、廃棄物処理、燃料電池及び産業用電池、風力技術及びプロジェクト開発業者、化学製品、工業用機械及び製品、レジャー施設、電子機器の製造受託サービス及び設計を含む製品の製造受託、航空貨物及びロジスティクス、鉄道輸送、道路輸送></p> <ul style="list-style-type: none"> • (a)直接従業員及び(b)契約社員についての総記録災害度数率（TRIR） <p><石炭事業、金属及び鉱業></p> <ul style="list-style-type: none"> • (a)直接従業員及び(b)契約社員についてのすべての事案率 <p><工事用資材></p> <ul style="list-style-type: none"> • 珪肺症の報告症例数 <p><石油及びガス—サービス、廃棄物処理></p> <ul style="list-style-type: none"> • 交通事故及び事案の数 <p><クルーズ会社、海上輸送></p> <ul style="list-style-type: none"> • 休業災害度数率（LTIR）
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> • 企業の従業員と、企業の敷地内で働くが自社の従業員ではない労働者（非従業員）における記録可能な労働災害による死亡者数 • 企業の従業員における記録可能な業務関連疾病による死亡者数 • 記録可能な労働災害の件数と発生率 • 企業の従業員における記録可能な業務関連疾病の件数
安全衛生マネジメントシステム等の導入の有無、対象となる社員に関する説明	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> • 法的要求事項及び／又は公認の基準又はガイドラインに基づく安全衛生マネジメントシステムの対象となる自社の従業員の割合
(労働災害関連の) 死亡率	
SASB	<p><石炭事業、鉄鋼製造業者、石油及びガス—探査及び生産、金属及び鉱業、石油及びガス—精製及びマーケティング、石油及びガス—サービス、農産物、食肉、家禽及び乳製品、電気事業者及び発電事業者、エンジニアリング及び工事サービス、住宅建築業、廃棄物処理、燃料電池及び産業用電池、風力技術及びプロジェクト開発業者、化学製品、工業用機械及び製品、航空貨物及びロジスティクス、道路輸送、鉄道輸送></p> <ul style="list-style-type: none"> • (a)直接従業員及び(b)契約社員についての死亡率

(注) 開示事項……SASB：会計指標、域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案：開示要求事項（Disclosure Requirement）

健康・安全（例）③

基準等	開示事項
ニアミス発生率	
SASB	<p><石炭事業、工事用資材、鉄鋼製造業者、石油及びガス—探査及び生産、金属及び鉱業、石油及びガス—精製及びマーケティング、石油及びガス—サービス、農産物、電気事業者及び発電事業者、廃棄物処理、工業用機械及び製品、レジャー施設、電子機器の製造受託サービス及び設計を含む製品の製造受託、鉄道輸送></p> <ul style="list-style-type: none"> • (a)直接従業員及び(b)契約社員についてのニアミス頻度率（NMFR）
健康・安全関連取組等の説明	
SASB	<p><石炭事業></p> <ul style="list-style-type: none"> • 事故及び安全リスク、並びに長期的な健康及び安全リスクの管理についての説明 <p><石油及びガス—精製及びマーケティング></p> <ul style="list-style-type: none"> • 安全文化を統合するために用いられる管理システムについての説明 <p><石油及びガス—探査及び生産></p> <ul style="list-style-type: none"> • 探査及び生産のライフサイクルを通じて安全文化を統合するために用いられる管理システムについての説明 <p><石油及びガス—サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> • バリュー・チェーン及びプロジェクトのライフサイクルを通じて安全文化を統合するために用いられる管理システムの記述 <p><燃料電池及び産業用電池、半導体></p> <ul style="list-style-type: none"> • 人間の健康上の危険に対する労働力（workforce）のエクスポージャーを評価しモニタリングし削減するための取組み（efforts）の記述 <p><化学製品></p> <ul style="list-style-type: none"> • 従業員及び契約労働者の長期的な（慢性の）健康リスクに対するエクスポージャーを評価し、モニタリングし、軽減するための取組み（efforts）の記述 <p><道路輸送></p> <ul style="list-style-type: none"> • 短期的及び長期的なドライバーの健康リスクを管理することに対するアプローチの記述
その他（研修関連）	
SASB	<p><石油及びガス—探査及び生産、金属及び鉱業、石油及びガス—サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> • (a)直接従業員及び(b)契約社員についての健康、安全及び緊急対応研修の平均時間
その他（損失時間、損失日数、金銭的影響額など）	
SASB	<p><半導体></p> <ul style="list-style-type: none"> • 従業員の健康及び安全違反に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額
ESRS（委任規則案）	<ul style="list-style-type: none"> • 記録可能な労働災害及び労働関連疾病で発生した損失日数

（注）開示事項……SASB：会計指標、域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案：開示要求事項（Disclosure Requirement）

（出所）SASBスタンダード（2023年12月改訂）、Draft ESRS S1 “Own Workforce”（2026年5月公表の域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案）を基に作成。

- 「コンプライアンス・労働慣行」については、例えば下表のような事項が挙げられる。

開示事項（例）	任意の開示基準		制度開示	
	SASB	日本（有報）	米国（SEC）	欧州（ESRS） （委任規則案） ^(*7)
深刻な人権問題の件数	—	・人材育成方針と社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標を用いた目標と実績 ^(*6)	—	○
差別事例の件数・対応措置	—			○
団体交渉協定の対象となる社員等の割合	○ ^(*1)			○
業務停止件数	○ ^(*2)			—
苦情の件数	—			○
児童労働・強制労働に関する説明	—			○
コンプライアンス関連の説明	○ ^(*3)			—
人権・ハラスメント関連の説明	○ ^(*4)			—
法的手続の結果としての金銭的損失	○ ^(*5)			—
その他（人権・ハラスメント関連）	—			○

(*1) 基準内に該当事項が含まれている業種例：石炭事業、金属及び鉱業、食品小売及び流通、廃棄物処理、航空会社、自動車

(*2) 基準内に該当事項が含まれている業種例：食品小売及び流通、廃棄物処理、電子機器の製造受託サービス及び設計を含む製品の製造受託、航空会社、自動車

(*3) 基準内に該当事項が含まれている業種例：石油及びガスサービス

(*4) 基準内に該当事項が含まれている業種例：ホテル及び宿泊施設

(*5) 基準内に該当事項が含まれている業種例：複合型及び専門型小売及び流通、食品小売及び流通、飲食店、ホテル及び宿泊施設、航空貨物及びロジスティクス、クルーズ会社

(*6) 開示府令第2号様式 記載上の注意(30)、開示府令第3号様式 記載上の注意(10)

(*7) 2026年5月にECが公表した域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案を基にした記載であり、確定までに変更が生じる可能性につき留意

基準等	開示事項
深刻な人権問題の件数	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> 報告期間中に把握された自社の従業員に関連する人権侵害に関する事実確認済みの事案の件数（差別事案を除く）
差別事例の件数・対応措置	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> 報告期間中に把握された職場における差別（ハラスメントを含む）に関する事実確認済み事案の件数
団体交渉協定の対象となる社員等の割合	
SASB	<ul style="list-style-type: none"> <石炭事業、金属及び鉱業、食品小売及び流通、廃棄物処理、航空会社、自動車> 労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力（workforce）の割合
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> 団体交渉協定の対象となる従業員の割合
業務停止件数	
SASB	<ul style="list-style-type: none"> <食品小売及び流通、廃棄物処理、電子機器の製造受託サービス及び設計を含む製品の製造受託、航空会社、自動車> (1)業務停止（work stoppages）件数及び(2)総停止日数 <石炭事業、金属及び鉱業> ストライキ及びロックアウトの(1)件数及び(2)期間
苦情の件数	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> 自社の従業員が懸念やニーズを企業に伝え、対応を受けるために利用可能なチャネルの説明及び苦情処理メカニズムの有無並びに当該チャネルの有効性の評価
児童労働・強制労働に関する説明	
ESRS (委任規則案)	<ul style="list-style-type: none"> 自社の従業員に関する方針が、人身売買、強制労働または義務労働、児童労働に対処しているかどうかの説明

(注) 開示事項……SASB：会計指標、域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案：開示要求事項（Disclosure Requirement）

基準等	開示事項
コンプライアンス関連の説明	
SASB	<石油及びガスサービス> ・バリュー・チェーン及びプロジェクトのライフサイクルを通じて安全文化を統合するために用いられる管理システムの記述
人権・ハラスメント関連の説明	
SASB	<ホテル及び宿泊施設> 労働者へのハラスメントを防ぐための方針とプログラムの説明
法的手続の結果としての金銭的損失	
SASB	<複合型及び専門型小売及び流通、食品小売及び流通、飲食店、ホテル及び宿泊施設、航空貨物及びロジスティクス、クルーズ会社> ・労働法違反に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額 <複合型及び専門型小売及び流通、食品小売及び流通、飲食店> ・雇用差別に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額
その他（人権・ハラスメント関連）	
ESRS (委任規則案)	・報告期間中に財務諸表において認識された差別事案及びその他の人権侵害事案に関する罰金、制裁金及び損害賠償の総額

(注) 開示事項……SASB：会計指標、域内企業向け改訂版ESRSの委任規則案；開示要求事項（Disclosure Requirement）

参考：SASBスタンダード（2023年12月改訂）の開示事項

SASBスタンダードにおける人的資本に関する開示事項(全体像)①

- 全77業種のうち42業種において人的資本（Human Capital）についての開示事項が定められている。

セクター	業種（全77業種）	開示事項
消費財	おもちゃ・スポーツ用品	－
	衣服、装飾品及び履物	－
	複合型及び専門型小売及び流通	○
	家庭用及び個人用製品	－
	家電製造	－
	建築用製品及び家具	－
	電子商取引	○
採掘及び 鉱物加工	工事用資材	○
	石油及びガス—サービス	○
	石油及びガス—精製及びマーケティング	○
	石油及びガス—中流	－
	石油及びガス—探査及び生産	○
	石炭事業	○
	金属及び鉱業	○
	鉄鋼製造業者	○
金融	不動産金融	－
	保険	－
	商業銀行	－

セクター	業種（全77業種）	開示事項
金融	投資銀行及び仲介	○
	消費者金融	－
	証券及び商品取引所	－
	資産運用及び管理業務	○
食品及び 飲料	酒類	－
	たばこ	－
	清涼飲料	－
	飲食店	○
	加工食品	－
	農産物	○
	食品小売及び流通	○
医療	食肉、家禽及び乳製品	○
	バイオテクノロジー及び医薬品	○
	医療品流通	－
	管理型医療	－
	医療提供	○
	医療機器及び消耗品	－
	医薬品小売	－

SASBスタンダードにおける人的資本に関する開示事項(全体像)②

セクター	業種 (全77業種)	開示事項
インフラ	エンジニアリング及び工事サービス	○
	ガス事業者及び流通業者	－
	不動産	－
	不動産サービス	－
	住宅建築業	○
	廃棄物処理	○
	水道事業及びサービス	－
	電気事業者及び発電事業者	○
再生可能資源及び代替エネルギー	バイオ燃料	－
	パルプ及び紙製品	－
	太陽光技術及びプロジェクト開発業者	－
	森林管理	－
	燃料電池及び産業用電池	○
	風力技術及びプロジェクト開発業者	○
資源加工	化学製品	○
	容器及び包装	－
	工業用機械及び製品	○
	航空宇宙及び防衛	－
	電気及び電子機器	－
サービス	カジノ及びゲーム	○

セクター	業種 (全77業種)	開示事項
サービス	プロフェッショナル・サービス及び商業サービス	○
	ホテル及び宿泊施設	○
	メディア及びエンターテインメント	－
	レジャー施設	○
	広告及びマーケティング	○
	教育	－
技術及び通信	インターネット・メディア及びサービス	○
	ソフトウェア及びITサービス	○
	ハードウェア	○
	半導体	○
	電子機器の製造受託サービス及び設計を含む製品の製造受託	○
通信サービス	－	
輸送	航空会社	○
	クルーズ会社	○
	レンタカー及びカーリース	－
	海上輸送	○
	自動車	○
	自動車部品	－
	航空貨物及びロジスティクス	○
	鉄道輸送	○
道路輸送	○	

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標 (消費財セクター)

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
電子商取引	従業員採用、包摂性及びパフォーマンス	従業員エンゲージメントの割合	定量	パーセンテージ (%)	CG-EC-330a.1
		すべての従業員についての(1)自主的な及び(2)自主的ではない (involuntary) 離職率	定量	パーセンテージ (%)	CG-EC-330a.2
		(a)業務執行役員、(b)非業務執行役員、(c)技術職従業員及び(d)他のすべての従業員についての(1)ジェンダー及び(2)多様性グループ表現 (diversity group representation) の割合	定量	パーセンテージ (%)	CG-EC-330a.3
		就労ビザを必要とする技術職従業員の割合	定量	パーセンテージ (%)	CG-EC-330a.4
複合型及び専門型小売及び流通	労働慣行	地域ごとの(1)平均時給及び(2)最低賃金を得ている店舗及び流通センターの従業員の割合	定量	表示通貨、パーセンテージ (%)	CG-MR-310a.1
		店舗及び流通センターの従業員についての(1)自主的な及び(2)自主的ではない (involuntary) 離職率	定量	パーセンテージ (%)	CG-MR-310a.2
		労働法違反に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額	定量	表示通貨	CG-MR-310a.3
	労働力 (workforce) の多様性及び包摂性	(a)業務執行役員、(b)非業務執行役員及び(c)他のすべての従業員についての(1)ジェンダー及び(2)多様性グループ表現 (diversity group representation) の割合	定量	パーセンテージ (%)	CG-MR-330a.1
		雇用差別に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額	定量	表示通貨	CG-MR-330a.2

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標（採掘及び鉱物加工セクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
石炭事業	労使関係	労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力（workforce）の割合	定量	パーセンテージ（%）	EM-CO-310a.1
		ストライキ及びロックアウトの(1)件数及び(2)期間	定量	数、日	EM-CO-310a.2
	労働力（workforce）の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)すべての事案率、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率（NMFR）	定量	比率	EM-CO-320a.1
		事故及び安全リスク、並びに長期的な健康及び安全リスクの管理についての説明	説明及び分析	該当なし	EM-CO-320a.2
工矿用資材	労働力（workforce）の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）及び(2)ニアミス頻度率（NMFR）	定量	比率	EM-CM-320a.1
		珪肺症の報告症例数	定量	数	EM-CM-320a.2
鉄鋼製造業者	労働力（workforce）の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率（NMFR）	定量	比率	EM-IS-320a.1
石油及びガス—探査及び生産	労働力（workforce）の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）、(2)死亡率、(3)ニアミス頻度率（NMFR）、並びに(4)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	定量	比率、時間(h)	EM-EP-320a.1
		探査及び生産のライフサイクルを通じて安全文化を統合するために用いられる管理システムについての説明	説明及び分析	該当なし	EM-EP-320a.2

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標（採掘及び鉱物加工セクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
金属及び鉱業	労働慣行	労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力（workforce）の割合	定量	パーセンテージ（%）	EM-MM-310a.1
		ストライキ及びロックアウトの(1)件数及び(2)期間	定量	数、日	EM-MM-310a.2
	労働力（workforce）の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)すべての事案率、(2)死亡率、(3)ニアミス頻度率（NMFR）、並びに(4)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	定量	比率	EM-MM-320a.1
石油及びガス—精製及びマーケティング	労働力（workforce）の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率（NMFR）	定量	比率	EM-RM-320a.1
		安全文化を統合するために用いられる管理システムについての説明	説明及び分析	該当なし	EM-RM-320a.2
石油及びガス—サービス	労働力（workforce）の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）、(2)死亡率、(3)ニアミス頻度率（NMFR）、並びに(4)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	定量	比率	EM-SV-320a.1
		バリュー・チェーン及びプロジェクトのライフサイクルを通じて安全文化を統合するために用いられる管理システムの記述	説明及び分析	該当なし	EM-SV-320a.2
		交通事故及び事案の数	定量	数	EM-SV-320a.3

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標 (金融セクター)

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
資産運用及び管理業務	従業員の多様性と包摂性	(a)業務執行役員、(b)非業務執行役員、(c)専門職及び(d)他のすべての従業員についての(1)ジェンダー及び(2)多様性グループ表現 (diversity group representation) の割合	定量	パーセンテージ (%)	FN-AC-330a.1
投資銀行及び仲介	従業員の多様性及び包摂性	(a)業務執行役員、(b)非業務執行役員、(c)専門職及び(d)他のすべての従業員についての(1)ジェンダー及び(2)多様性グループ表現 (diversity group representation) の割合	定量	パーセンテージ (%)	FN-IB-330a.1

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標（食品及び飲料セクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
農産物	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率 (NMFR)	定量	比率	FB-AG-320a.1
食品小売及び流通	労働慣行	地域ごとの(1)平均時給及び(2)最低賃金を得ている店舗及び流通センターの従業員の割合	定量	表示通貨、パーセンテージ(%)	FB-FR-310a.1
		労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力 (workforce) の割合	定量	パーセンテージ (%)	FB-FR-310a.2
		(1)業務停止 (work stoppages) 件数及び(2)総停止日数	定量	数、停止日数	FB-FR-310a.3
		(1)労働法違反及び(2)雇用差別に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額	定量	表示通貨	FB-FR-310a.4
食肉、家禽及び乳製品	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1) 総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率	定量	比率	FB-MP-320a.1
		急性及び慢性の呼吸器の健康状態を評価し、モニタリングし、緩和するための取組み (efforts) の記述	説明及び分析	該当なし	FB-MP-320a.2
飲食店	労働慣行	飲食店の従業員についての(1)自主的な及び(2)自主的ではない (involuntary) 離職率	定量	パーセンテージ (%)	FB-RN-310a.1
		(1)地域ごとの平均時給及び(2)最低賃金を得ている飲食店の従業員の地域ごとの割合	定量	表示通貨、パーセンテージ(%)	FB-RN-310a.2
		(1)労働法違反及び(2)雇用差別に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額	定量	表示通貨	FB-RN-310a.3

人的資本に関する具体的指標 (医療セクター)

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
バイオテクノロジー 及び医薬品	従業員の採用、 育成及び維持	科学者及び研究開発職員のための人材採用及び維持 の取組み (efforts) についての説明	説明及 び分析	該当なし	HC-BP- 330a.1
		次の者についての(1)自主的な及び(2)自主的ではない (involuntary) 離職率 (a)役員又は上級管理職、(b)中堅管理職、(c)専門 職及び(d)その他のすべて	定量	パーセンテージ (%)	HC-BP- 330a.2
医療提供	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての総記録災 害度数率 (TRIR)	定量	比率	HC-DY- 320a.1
	従業員の採用、 育成及び維持	次の者についての(1)自主的な及び(2)自主的ではない (involuntary) 離職率 (a)医師、(b)医師以外の医療従事者及び(c)その他の すべての従業員	定量	パーセンテージ (%)	HC-DY- 330a.1
		医療従事者のための人材採用及び維持の取組み (efforts) の記述	説明及 び分析	該当なし	HC-DY- 330a.2

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標（インフラセクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
電気事業者及び 発電事業者	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録 災害度数率 (TRIR) 、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻 度率 (NMFR)	定量	比率	IF-EU- 320a.1
エンジニアリング 及び工事サービス	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録 災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率	定量	比率	IF-EN- 320a.1
住宅建築業	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録 災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率	定量	比率	IF-HB- 320a.1
廃棄物処理	労働慣行	労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力 (workforce) の割合	定量	パーセンテージ (%)	IF-WM- 310a.1
		(1)業務停止 (work stoppages) 件数及び(2)総 停止日数	定量	数、停止日数	IF-WM- 310a.2
	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録 災害度数率 (TRIR) 、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻 度率 (NMFR)	定量	比率	IF-WM- 320a.1
		交通事故及び事案の数	定量	数	IF-WM- 320a.3

人的資本に関する具体的指標（再生可能資源及び代替エネルギーセクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
燃料電池及び産業用電池	労働力（workforce）の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）及び(2)死亡率	定量	比率	RR-FC-320a.1
		人間の健康上の危険に対する労働力（workforce）のエクスポージャーを評価しモニタリングし削減するための取り組み（efforts）の記述	説明及び分析	該当なし	RR-FC-320a.2
風力技術及びプロジェクト開発業者	労働力（workforce）の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）及び(2)死亡率	定量	比率	RR-WT-320a.1

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標（資源加工セクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
化学製品	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率	定量	比率	RT-CH-320a.1
		従業員及び契約労働者の長期的な（慢性の）健康リスクに対するエクスポージャーを評価し、モニタリングし、軽減するための取組み（efforts）の記述	説明及び分析	該当なし	RT-CH-320a.2
工業用機械及び製品	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR)、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率 (NMFR)	定量	比率	RT-IG-320a.1

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標 (サービスセクター)

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
広告及びマーケティング	労働力 (workforce) の多様性及び包摂性	(a)業務執行役員、(b)非業務執行役員、(c)専門職及び(d)他のすべての従業員についての(1)ジェンダー及び(2)多様性グループ表現 (diversity group representation) の割合	定量	パーセンテージ (%)	SV-AD-330a.1
カジノ及びゲーム	禁煙のカジノ	喫煙できるゲーミング・フロアの割合	定量	ゲーミング・フロア面積のパーセンテージ (%)	SV-CA-320a.1
		喫煙できる場所で働くゲーミング・スタッフの割合	定量	人時 (manhours) のパーセンテージ (%)	SV-CA-320a.2
ホテル及び宿泊施設	労働慣行	宿泊施設の従業員についての(1)自主的な及び(2)自主的ではない (involuntary) 離職率	定量	比率	SV-HL-310a.1
		労働法違反に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額	定量	表示通貨	SV-HL-310a.2
		地域ごとの(1)平均時給及び(2)最低賃金を得ている宿泊施設の従業員の地域ごとの割合	定量	表示通貨、パーセンテージ (%)	SV-HL-310a.3
		労働者ハラスメントを防止するための方針及びプログラムの記述	説明及び分析	該当なし	SV-HL-310a.4
レジャー施設	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 、及び(2)ニアミス頻度率 (NMFR)	定量	比率	SV-LF-320a.1

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標 (サービスセクター)

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
プロフェッショナル・サービス及び商業サービス	労働力 (workforce) の多様性及びエンゲージメント	(a)業務執行役員、(b)非業務執行役員及び(c)他のすべての従業員についての(1)ジェンダー及び(2)多様性グループ表現 (diversity group representation) の割合	定量	パーセンテージ (%)	SV-PS-330a.1
		従業員についての(1)自主的な及び(2)自主的ではない (involuntary) 離職率	定量	パーセンテージ (%)	SV-PS-330a.2
		従業員エンゲージメントの割合	定量	パーセンテージ (%)	SV-PS-330a.3

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標（技術及び通信セクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
電子機器の製造 受託サービス及び 設計を含む製品の 製造受託	労働慣行	(1)業務停止（work stoppages）件数及び(2)総停止日数	定量	数、停止日数	TC-ES-310a.1
	労働環境、 健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）及び(2)ニアミス頻度率（NMFR）	定量	比率	TC-ES-320a.1
		(a)すべての施設及び(b)高リスク施設ごとの、RBAの「Validated Audit Process」（VAP）又は同等のもので監査を受けた(1)企業の施設及び(2)Tier 1サプライヤー施設の割合	定量	パーセンテージ（%）	TC-ES-320a.2
		(i)企業の施設及び(ii)企業のTier 1 サプライヤーの施設ごとに分解した、(a)優先不適合及び(b)他の不適合に対する、(1)RBAの「Validated Audit Process」（VAP）又は同等のものの不適合率及び(2)関連する是正措置率	定量	比率	TC-ES-320a.3
ハードウェア	従業員の多様性及び包摂性	(a)業務執行役員、(b)非業務執行役員、(c)技術職従業員及び(d)他のすべての従業員についての(1)ジェンダー及び(2)多様性グループ表現（diversity group representation）の割合	定量	パーセンテージ（%）	TC-HW-330a.1

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標（技術及び通信セクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
インターネット・メディア及びサービス	従業員採用、包摂性及びパフォーマンス	就労ビザを必要とする従業員の割合	定量	パーセンテージ (%)	TC-IM-330a.1
		従業員エンゲージメントの割合	定量	パーセンテージ (%)	TC-IM-330a.2
		(a)業務執行役員、(b)非業務執行役員、(c)技術職従業員及び(d)他のすべての従業員についての(1)ジェンダー及び(2)多様性グループ表現 (diversity group representation) の割合	定量	パーセンテージ (%)	TC-IM-330a.3
半導体	労働力 (workforce) の健康及び安全	人間の健康上の危険に対する労働力 (workforce) のエクスポージャーを評価しモニタリングし削減するための取り組み (efforts) の記述	説明及び分析	該当なし	TC-SC-320a.1
		従業員の健康及び安全違反に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額	定量	表示通貨	TC-SC-320a.2
	グローバルでスキルを有する労働力 (workforce) の採用及び管理	就労ビザを必要とする従業員の割合	定量	パーセンテージ (%)	TC-SC-330a.1

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標（技術及び通信セクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
ソフトウェア及びITサービス	グローバルで、多様な及びスキルを有する労働力（workforce）の採用及び管理	就労ビザを必要とする従業員の割合	定量	パーセンテージ（%）	TC-SI-330a.1
		従業員エンゲージメントの割合	定量	パーセンテージ（%）	TC-SI-330a.2
		(a)業務執行役員、(b)非業務執行役員、(c)技術職従業員及び(d)他のすべての従業員についての(1)ジェンダー及び(2)多様性グループ表現（diversity group representation）の割合	定量	パーセンテージ（%）	TC-SI-330a.3

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標（輸送セクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
航空貨物及びロジスティクス	労働慣行	独立請負業者として分類されるドライバーの割合	定量	パーセンテージ (%)	TR-AF-310a.1
		労働法違反に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額	定量	表示通貨	TR-AF-310a.2
	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率	定量	比率	TR-AF-320a.1
航空会社	労働慣行	労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力 (workforce) の割合	定量	パーセンテージ (%)	TR-AL-310a.1
		(1)業務停止 (work stoppages) 件数及び(2)総停止日数	定量	数、停止日数	TR-AL-310a.2
自動車	労働慣行	労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力 (workforce) の割合	定量	パーセンテージ (%)	TR-AU-310a.1
		(1)業務停止 (work stoppages) 件数及び(2)総停止日数	定量	数、停止日数	TR-AU-310a.2

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標（輸送セクター）

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
クルーズ会社	労働慣行	船員の地域ごとの平均時給	定量	表示通貨	TR-CL-310a.1
		最長時間労働した船員の割合	定量	パーセンテージ (%)	TR-CL-310a.2
		時間外手当を支払った船員の割合	定量	パーセンテージ (%)	TR-CL-310a.3
		労働法違反に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額	定量	表示通貨	TR-CL-310a.4
	労働力 (workforce) の健康及び安全	船員の休業災害度数率 (LTIR)	定量	比率	TR-CL-320a.1

SASBスタンダードの開示事項(人的資本関連(抄))

人的資本に関する具体的指標 (輸送セクター)

業種	トピック	会計指標	カテゴリ	測定単位	コード
海上輸送	労働力 (workforce) の健康及び安全	休業災害度数率 (LTIR)	定量	比率	TR-MT-320a.1
鉄道輸送	労働力 (workforce) の健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 、(2)死亡率及び (3)ニアミス頻度率 (NMFR)	定量	比率	TR-RA-320a.1
道路輸送	労働条件、 健康及び安全	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率	定量	比率	TR-RO-320a.1
		すべての従業員についての(1)自主的な及び(2)自主的ではない (involuntary) 離職率	定量	パーセンテージ (%)	TR-RO-320a.2
		短期的及び長期的なドライバーの健康リスクを管理することに対するアプローチの記述	説明及び分析	該当なし	TR-RO-320a.3